

年会費に関する内規

改訂 2010 年 10 月 29 日

1. 一般会員の年会費は 4,000 円とする。
但し、役員（理事・監事）は 10,000 円、評議員は 5,000 円とする。
2. 学生会員の年会費は、2,000 円とする。
学生会員とは、学部学生および学部卒業後 5 年間までの者とする（定款第 7 条）。

以上